

三重労働局 第14次労働災害防止計画の概要

~ 死亡災害ゼロ・アンダー2,000を目指して ~

三重労働局労働基準部健康安全課

目次

- 1 労働災害防止計画 / 安全衛生を取り巻く現状
- 2 計画の重点事項
- 3 計画の指標と目標

安全衛生を取り巻く現状

【労働災害の分析結果】

- **死亡災害**については、**建設業**の高所からの「**墜落・転落**」や**製造業**の機械、器具その他の設備（以下「**機械等**」という。）による「**はさまれ・巻き込まれ**」など、それぞれの業種の業務内容に起因する特有の災害が多く発生している。（墜落・転落は建設業で67%と最も多くを占め、はさまれ・巻き込まれは製造業で63%と最も多い。）
- **死傷災害**については、「**転倒**」や「**腰痛**」など労働者の作業行動に起因する労働災害（36%）（以下「**行動災害**」という。）や労働災害発生率が高い60歳以上の**高年齢労働者の労働災害**（28%）が顕著に増加している。
- **中小事業場の労働災害**の発生が多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。
- 職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、**メンタルヘルス**や**過重労働**への対応、**化学物質の自律管理**や石綿ばく露防止、熱中症予防への対応、治療と仕事の両立支援など多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。

【第14次労働災害防止計画の方向性】

- 安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって**経営**や**人材確保・育成**の観点からも**プラス**となることを周知する。
- 事業者による安全衛生対策の促進と**社会的に評価される環境の整備**を図る。
- 建設業における**墜落・転落災害**や製造業における**はさまれ・巻き込まれ災害**など、業種別の労働災害防止対策を推進する。
- **行動災害**及び**高年齢労働者**の災害防止対策を推進する。
- **中小事業者**なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、**どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保**する。
- **現場のニーズ**の変化に対応した産業保健体制や活動の見直しを図る。

1 労働災害防止計画 / 安全衛生を取り巻く現状

労働災害防止計画とは

- 労働災害防止計画は、労働災害を防止するための主要な対策及び労働災害の減少目標等を定めた **5 年計画**
(労働安全衛生法第6条 厚生労働大臣は労働政策審議会の意見をきいて定める)

三重労働局「第13次労働災害防止計画(平成30年~令和4年)」の目標

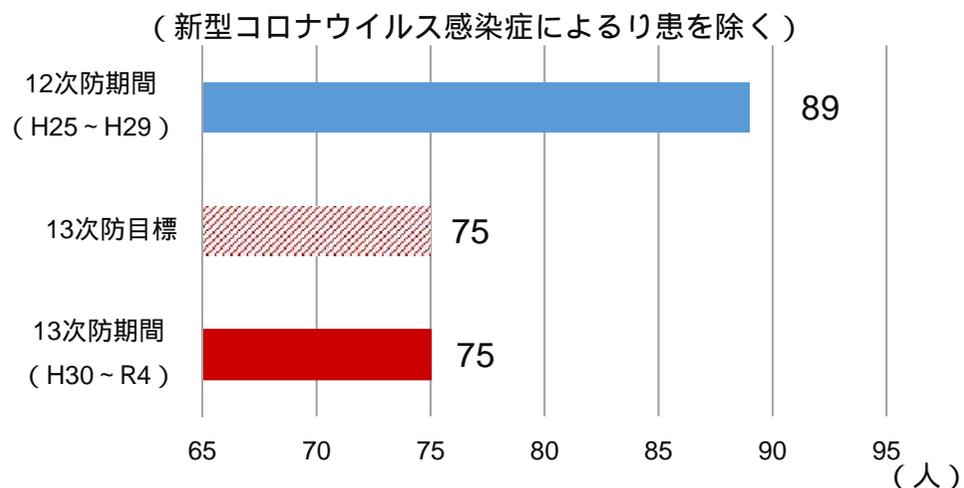
全産業における「**死亡災害ゼロ**」を目指すとともに、「第12次労働災害防止計画」期間中と比較して、「第13次労働災害防止計画」期間中の**死亡者数15%以上減少**させることを目標として取組を推進した。

(死亡災害目標) 第12次防期間中の**死亡者数 89人**に対し、第13次防期間中の**死亡者数 75人以下**とする。

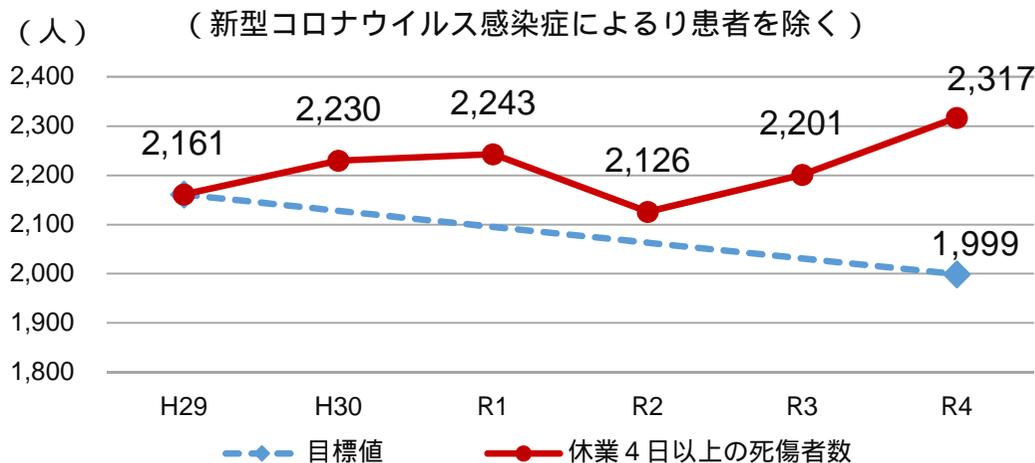
(死傷災害目標) 全産業における休業4日以上の**死傷者数を2,000人未満**とする。
(平成29年:2,161人 令和4年までに1,999人以下(-7.5%))

「第13次労働災害防止計画」期間における労働災害発生状況(三重県内)

【死亡災害発生状況】



【死傷災害の推移】



2 三重労働局第14次労働災害防止計画 重点事項

令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの5か年計画

【5つの重点事項】

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発等

- ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備
- イ 自主的な安全衛生活動、DXの推進等

2 業種別の労働災害防止対策

- ア 製造業
- イ 建設業
- ウ 道路貨物運送業
- エ 林業
- オ 小売業
- カ 社会福祉施設

3 災害別の労働災害防止対策等

- ア 墜落・転落災害
- イ 機械災害
- ウ 交通労働災害

- エ 行動災害（転倒・腰痛など）
- オ 高齢労働者の災害
- カ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の災害

4 労働者の健康確保対策

- ア メンタルヘルス対策
- イ 過重労働対策
- ウ 産業保健活動の推進

5 化学物質等による健康障害防止対策

- ア 化学物質対策
- イ 石綿・粉じん対策
- ウ 熱中症、騒音対策
- エ 電離放射線対策

3 三重労働局第14次労働災害防止計画 指標と目標

関係者等が一体となって、「計画の重点事項」に取り組み、以下の指標及び目標の達成を目指す。

【指標と目標の考え方】

本計画において、事業者は、労働者の協力の下、「計画の重点事項」に取り組み、その成果を**指標**（アウトプット指標）として定め、三重労働局は、その達成を目指し、本計画の進捗状況を把握する。

また、**目標**（アウトカム指標）は、事業者が指標に定める事項を実施した結果として期待される事項であり、計画に定める取組事項の効果を検証する。

指 標

目 標

（1）死亡災害の撲滅

【全産業】

全産業における「死亡災害ゼロ」を目指し、14次防期間中の死亡者数を13次防期間中と比較して5%以上減少させる。
14次防期間中の死亡者数を71人以下とする。

（2）死傷災害の減少

【全産業】

死傷災害について、死傷者数2,000人未満（「アンダー2,000」）を目指し、計画期間中の死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。

業種別

【製造業】

機械等による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策として、リスクアセスメントに取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに70%以上とする。

【製造業】

製造業における14次防期間中の死傷者数（機械災害）を13次防期間中と比較して5%以上減少させる。

3 三重労働局第14次労働災害防止計画 指標と目標

指 標	目 標
<p>業種別</p> <p>【建設業】 墜落・転落災害防止に関し、「リスクアセスメント」に取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。</p> <p>【道路貨物運送業】 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する道路貨物運送業の事業場の割合を2027年までに55%以上とする。（荷主となる事業場は、同ガイドラインの措置を実施する割合を増加させる。）</p> <p>【林業】 「伐木等作業の安全ガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに2022年と比較して20ポイント増加させる。</p> <p>【社会福祉施設】 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2022年と比較して2027年までに増加させる。</p>	<p>【建設業】 建設業における14次防期間中の死亡者数を13次防期間中と比較して15%以上減少させる。</p> <p>【道路貨物運送業】 道路貨物運送業における14次防期間中の死傷者数を13次防期間中と比較して5%以上減少させる。</p> <p>【林業】 林業における14次防期間中の死傷者数を13次防期間中と比較して15%以上減少させる。</p> <p>【社会福祉施設】 社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。</p>
<p>災害別</p> <p>【行動災害】 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</p> <p>第三次産業（年間安全衛生管理計画で定める対象とする。）における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2022年と比較して2027年までに20ポイント増加させる。</p>	<p>【行動災害】 転倒の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。</p> <p>転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。</p>

3 三重労働局第14次労働災害防止計画 指標と目標

指標

目標

災害別

【高年齢労働者】
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

【外国人労働者】
母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど、外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

【高年齢労働者】
60歳以上の高年齢労働者の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。

【外国人労働者】
外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに4.0以下とする。

(3) 労働者の健康確保対策

【メンタルヘルス対策】
メンタルヘルス対策に取り組む50人未満の事業場（以下「小規模事業場」という。）の割合を2027年までに70%以上とする。
小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに40%以上とする。

【過重労働対策】
年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
勤務間インターバル制度の導入を促進する。

【産業保健活動】
必要な産業保健サービスの提供を促進する。

【メンタルヘルス対策】
自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を減少させる。

【過重労働対策】
最も時間外・休日労働の多い労働者の時間外・休日労働時間数が月80時間を超える事業場の割合を2025年までに10%以下とする。

【産業保健活動】
労働者の健康障害全般を予防し、健康診断有所見率等の改善につなげる。

3 三重労働局第14次労働災害防止計画 指標と目標

指標

目標

(4) 化学物質等による健康障害防止対策

【化学物質による健康障害防止対策】

「SDS」の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2023年と比較して2025年までにラベル表示を10ポイント、SDSの交付を5ポイント増加させる。

「化学物質リスクアセスメント」の実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、化学物質リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2023年と比較して2025年までに10ポイント増加させるとともに、化学物質リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに10ポイント増加させる。

【熱中症予防対策】

熱中症災害防止のためにWBGT値を把握している事業場の割合を2022年と比較して2027年までに増加させる。

【化学物質による健康障害防止対策】

14次防期間中の化学物質の性状に関連の強い死傷者数（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）を13次防期間中と比較して5%以上減少させる。

【熱中症予防対策】

14次防期間中の熱中症による死傷者数を13次防期間中と比較して減少させる。

計画の検証及び評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行うこととするが、単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、計画に基づく取組事項が、どの程度、指標の達成に寄与しているのか、また、指標として定める事業者の取組が、どの程度、目標に結びついているかなどを検証、評価するとともに、三重地方労働審議会労働災害防止部会及び三重労働局安全衛生専門家会議の意見も参考として、必要に応じ、計画を見直すこととする。